

大分市告示第46号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、2024年（令和6年）10月15日付け大分市告示587号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

2025年（令和7年）2月5日

大分市長 足立 信也



1 指定を解除する区域

別図のとおり

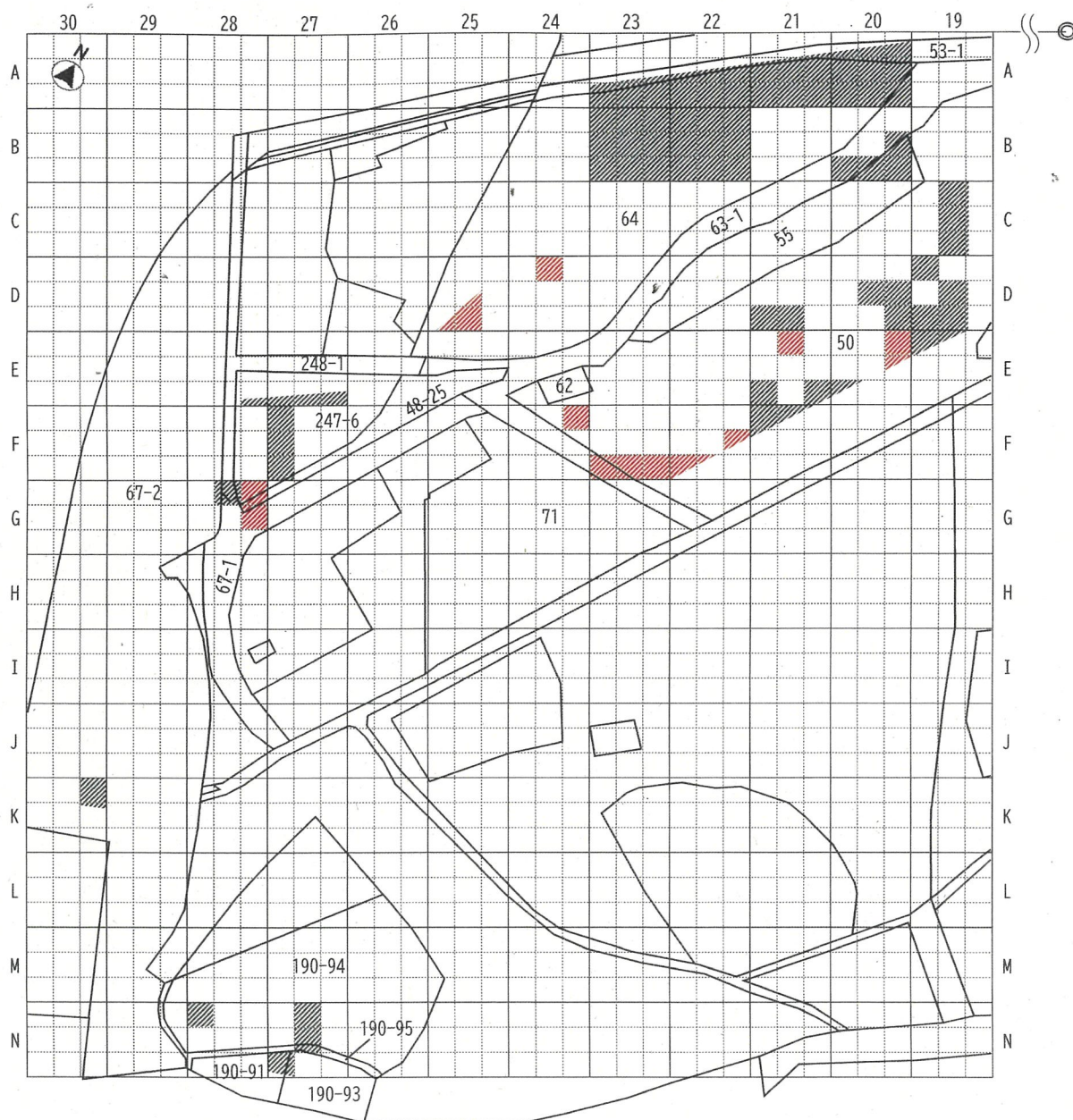
- ・大分市大字佐野字町市48番25の一部、50番の一部、63番1の一部、64番の一部、67番1の一部、71番の一部
- ・大分市大字佐野字角ノ木下247番6の一部

2 指定を解除する区域において土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準（溶出量基準）に適合していなかった特定有害物質

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去



<凡例>

◎：起点

太 線：筆境界

細 線：30m格子

破 線：10m格子

斜 線：形質変更時要届出区域

赤斜線：指定を解除する区域

<区域の地番>

・大字佐野字町市

「48番25」、「50番」、「53番1」、

「55番」、「63番1」、「64番」、

「67番1」、「67番2」、「71番」

・大字佐野字西柳原

「190番91」、「190番93」、

「190番94」、「190番95」

・大字佐野字角ノ木下

「247番6」、「248番1」

<起点>

起点は北緯33度13分35.79秒、
東経131度44分9.55秒の地点とする。

<格子の回転角度>

62°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。